

川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後等における児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するものに対し、補助金を交付することについて、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 事業の運営主体は、川西市放課後児童健全育成事業運営事業者であり、市長が適当であると認めたものとする。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業要件

- ア 児童福祉法第34条の8に規定する厚生労働省令で定める事項を川西市に届け出ていること。
- イ 川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川西市条例第17号）の基準を遵守するものであること。

(2) 事業内容

- 次の内容、機能を有するものとする。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは除く。
- ア 自主的な学習の促進による自学自習の精神及び生活態度の涵養に関すること。
- イ 異年齢集団活動による仲間づくりの推進に関すること。
- ウ 上記に掲げるもののほか、児童の興味関心の発揚と情操の高揚に関すること。

(3) 対象児童

- 川西市内に住所を有し、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ）に在学している児童であって、次のいずれかの事由により、家庭において適切な保育を受けられないことが常態であると認められる者とする。
- ア 保護者が、就労のため、月曜日から土曜日までの6日間の間に3日以上、かつ午後3時以降まで、家庭が留守になるため、児童が適切な保育を継続的に受けることができないこと。
- イ 保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
- ウ 保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること。
- エ 保護者等が、出産予定日前8週間に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間であること。
- オ 保護者等が、大学・専門学校等へ通学中であること。
- カ その他児童を保育できない特別の事由があると市長が認めたもの。

(4) 定員

10人以上おおむね40人以下とすること。

(5) 年間開設日数

本市が実施する留守家庭児童育成クラブの開設日に準じ、その開設日数以上の日数を開設すること。

(6) 開設時間

次に掲げる時間以上の時間を開設時間とすること。

- ア 小学校等の授業日にあっては下校時から午後7時まで
- イ 小学校等の休業日にあっては午前8時から午後7時まで（土曜日にあっては午後5時まで）

(7) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(8) 利用料

(6)のア又はイに規定する開設時間のうち午後6時30分までの育成料及び延長育成料については、本市と同一の料金とすること。

(9) 保護者会の開催

補助事業者は、保護者と協同して事業を実施し、意見、要望の調整を行うため、保護者会を各年度に2回以上開催すること。

(10) 利用手続等

利用手続等については、本市が実施する留守家庭児童育成クラブに準じて実施すること。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象は、「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号）に定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施する事業のうち、別表に定めるとおりとする。

- 2 放課後児童健全育成事業以外の事業等を実施している事業者にあつては、放課後児童健全育成事業に係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。
- 3 補助の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内で別表に定める補助事業ごとの補助上限額と実支出額のいずれか低い方の額とする。

- 2 前項の規定により算出した年間の補助金額に、千円未満の端数があるときは、別表に定める補助事業ごとに、これを切り捨てる。ただし、育成料減免補助についてはその限りではない。
- 3 年度途中で放課後児童健全育成事業を開設又は廃止する場合の別表に定める運営費補助の基本額における補助上限額については、その額をそれぞれ12で除したものに、暦によって計算した事業実施月数を乗じて得た額とする。ただし、事業実施月数に、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 年度途中で放課後児童健全育成事業を開設又は廃止する場合の別表に定める補助上限額については、その額をそれぞれ12で除したものに、暦によって計算した事業実施月数を乗じて得た額とする。ただし、事業実施月数に、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 5 前2項において補助上限額を算出した場合の補助金額については、第1項及び第2項の規定を準用して算出する。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。なお、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金変更交付申請書（様式第1-2号）、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 変更実施計画書（様式第8号）、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 変更収支予算書（様式第9号）については、既に決定された補助事業に要する予算に変更がある場合のみ提出すること。

- (1) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 実施計画書（様式第2号）
- (3) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 収支予算書（様式第3号）
- (4) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金変更交付申請書（様式第1-2号）

- (5) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 変更実施計画書（様式第8号）
- (6) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 変更収支予算書（様式第9号）

（補助金交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該書類について審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。なお、補助金額の変更を認めた場合は、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4-2号）により当該申請者に通知する。

2 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助金は、当該補助以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る補助金の収支に関する帳簿や領収証書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) その他交付規則を遵守すること。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに補助金を交付しない決定を川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

4 補助金は、第1項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に基づき、原則として概算払いにより四回に分けて交付する。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者が、補助事業の内容に変更が生じたとき、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 実施計画変更申請書（様式第7号）
- (2) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 変更実施計画書（様式第8号）
- (3) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 変更収支予算書（様式第9号）

2 市長は、前項第1号の提出があった場合には、前条第1項の交付の決定を変更し、又は、全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業変更承認（不承認）通知書（様式第10号）により補助事業者に通知する。

4 第10条第3項から第5項までの規定は、第2項の規定による交付の決定の一部を取り消した場合について準用する。

（実績報告及び補助金の精算等）

第9条 補助事業者は、毎月の事業実施状況を川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業実施状況報告書（様式第11号）により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告により、事業の実施状況が計画内容と著しく異なる場合は、是正を求めることができる。

3 補助事業者は、補助対象事業を完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から、10日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 補助事業実績報告書（様式第12号）
- (2) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 実績報告書（様式第13号）
- (3) 川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業 収支決算書兼精算書（様式第14号）
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による報告を受けた場合においては、報告書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、補助事業の実施状況が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、第7条第4項の規定により交付された補助金の範囲内で補助金額を確定するものとする。なお、補助事業の審査において、助成金及び補助金（この要綱に基づく補助金を除く。）等の収入は補助金額から控除するものとする。

5 市長は、前項の規定により補助金額が確定した場合は、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金額確定通知書（様式第15号）により補助事業者へ通知する。

6 市長は、第4項の規定により補助金額が確定した場合において、第7条第4項の規定により交付された補助金に残額が生じている場合は、補助事業者へ返還を命ずるものとする。

7 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合のほか、交付規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、速やかにその決定を川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金（取消・一部取消）決定通知書（様式第16号）により、補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

5 補助事業者が、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、交付規則第20条第1項及び第2項の規定による。

（個人情報の保護）

第11条 補助事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

（委任規定）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年8月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

この要綱は、令和2年5月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

この要綱は、令和4年10月20日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年8月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 1 補助 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助額及び補助率 |
|-------|--|--|---|
| 運営費補助 | <p>1. 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,558,000 円－（19 人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000 円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,734,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000 円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 4,734,000 円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,734,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人）×69,000 円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2,917,000 円</p> <p>イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250 日）×19,000 円（1 日 8 時間以上開所する場合） （年間開所日数は 300 日を上限とする）</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 平日分（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合） 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 ×409,000 円</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間× 184,000 円</p> <p>(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 3,099,000 円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 1,726,000 円</p> <p>イ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間 平均時間数× 409,000 円</p> <p>※ 事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満切り捨て）とする。</p> | <p>放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費【人件費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び通勤旅費）、事業費（報償費、活動旅費、需用費（飲食物費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、補助及び交付金）】</p> <p>※他の事業の対象となる経費を除く。</p> | <p>1 支援の単位ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計</p> |

| 1 補助 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助額及び補助率 |
|---------|---|---|--|
| 障害児受入推進 | 2. 放課後児童クラブ支援事業 (1 支援の単位あたり年額) (1) 障害児受入推進事業 2,009,000 円 | 放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費 【人件費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び通勤旅費)、 | 1 支援の単位ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額(ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)の合計 |
| 賃借料補助 | (2) 放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助) 3,066,000 円 | 給料、職員手当等、共済費、賃金及び通勤旅費)、 | |
| 送迎費補助 | (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 521,000 円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。 | 事業費(報償費、活動旅費、需用費(飲食物費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、補助及び交付金)】 ※他の事業の対象となる経費を除く。 | |
| 小規模補助 | 3. 小規模放課後児童クラブ支援事業 (1 支援の単位当たり年額) 年額 625,000 円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。 | 小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費 【人件費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び通勤旅費)、委託料、補助及び交付金】 ※他の事業の対象となる経費を除く。 | 1 支援の単位ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額(ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)の合計 |

| 1 補助 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助額及び補助率 |
|---------|--|--|--|
| 処遇改善補助 | <p>4. 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1 支援の単位当たり年額） 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,678,000 円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p> | <p>放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費【給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金】 ※他の事業の対象となる経費を除く。</p> | <p>1 支援の単位ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計</p> |
| 障害児受入強化 | <p>5. 障害児受入強化推進事業（1 支援の単位あたり年額）</p> <p>(1) 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,000,000円 (2) 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 ア 職員を1人配置 2,000,000円 イ 職員を2人以上配置 4,000,000円 (3) 障害児を9人以上受け入れる場合 ア 職員を1人配置 2,000,000円 イ 職員を2人配置 4,000,000円 ウ 職員を3人以上配置 6,000,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p> | <p>障害児受入強化推進事業の運営に必要な経費【人件費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び通勤旅費）、事業費（報償費、活動旅費、需用費（飲食物費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、補助及び交付金）】 ※他の事業の対象となる経費を除く。</p> | <p>1 支援の単位ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計</p> |

| 1 補助 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助額及び補助率 |
|--------|--|---|---|
| 処遇改善補助 | <p>6. 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 (1) ~ (3) の合計額</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000 円</p> <p>(2) 概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり 263,000 円</p> <p>(3) (2) の条件を満たす概ね経験年数 10 年以上の放課後児童支援員で、事業所長 (マネジメント) 的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり 394,000 円</p> <p>※1 支援の単位当たりの基準額は、919,000 円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。) が 12 月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数 ÷ 12」を乗じた額 (1 円未満切り捨て) とする。</p> | <p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費【給料、職員手当 (時間外勤務手当、期末勤務手当、通勤手当)、共済費 (社会保険料)、賃金、委託料及び補助金】</p> <p>※他の事業の対象となる経費を除く。</p> | <p>1 支援の単位ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) の合計</p> |
| | <p>7. 放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額 9,000 円相当賃金改善)</p> <p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000 円 × 賃金改善対象者数 (※) × 事業実施月数</p> <p>※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1 ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の 1 ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数 (常勤換算) を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。</p> <p>ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。</p> <p>なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p> <p>賃金の改善に当たっては、常勤職員については第 2 欄に定める補助基準額 (月額 9,000 円相当) 以上、非常勤職員については、常勤職員の勤務時間数に対する割合 (1 ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の 1 ヶ月当たりの勤務時間数で除したもの) を第 2 欄に定める補助基準額に乗じて算出した金額 (月額) 以上の賃金改善を行うことを基本的な考え方とする。</p> | <p>放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額 9,000 円相当賃金改善) の実施に必要な経費</p> | <p>1 支援の単位ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) の合計</p> |

| 1 補助 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助額及び補助率 |
|---------|--|--|--|
| 施設整備費補助 | <p>8. 子ども・子育て支援施設整備交付金 (1 支援の単位当たり)</p> <p>創設及び改築に係る本体工事費 基準額 31,298,000 円</p> <p>ただし、令和5年8月22日こ成事第462号子ども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下本項目において「通知」という。)の第1による、新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知)に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合(以下本項目において「新・放課後子ども総合プランによる場合」という。))。</p> <p>基準額 62,596,000円</p> <p>一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。</p> | <p>放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)</p> | <p>国：2/9、 県：2/9 市：2/9、 社会福祉法人等：1/3</p> <p>通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合 国：1/2、 県：1/8 市：1/8、 社会福祉法人等：1/4</p> |
| | <p>9. 放課後子ども環境整備事業 (1 事業所あたり年額)</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「通知」という。)別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合 13,000,000 円</p> <p>イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開設前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合(アを除く) 12,000,000 円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 12,600,000 円</p> | <p>放課後子ども環境整備事業に必要な経費【需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助及び交付金】及び開設準備経費【開設準備経費は、礼金及び開設前月分の賃借料とし、当該年度中に支払われたものに限る。】</p> <p>※他の事業の対象となる経費を除く。</p> | <p>1 支援の単位ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)の合計</p> |

| 1 補助 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助額及び補助率 |
|---------------------------------|--|---|--|
| 育 成 料 減 免 補 助 | <p>10. 育成料減免特別加算</p> <p>次に掲げる減免理由のうち、補助事業者が定める規定等により減免された育成料</p> <p>(1) 生活保護法の規定による被保護世帯 当該児童の当該月の育成料の全額</p> <p>(2) 市民税の所得割が非課税となる世帯 当該児童の当該月の育成料の全額</p> <p>(3) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯 当該児童の当該月の育成料の2分の1に相当する額</p> <p>(4) 児童扶養手当法第9条及び第10条に規定する所得の額に満たない世帯 当該児童の当該月の育成料の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯 当該児童の当該月の育成料の2分の1に相当する額</p> <p>(6) 1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯 2人目以降の育成料を、1人目の育成料の2分の1に相当する額</p> <p>(7) 市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯 市長がその都度定める額</p> <p>※ (6) については (3)、(4)、(5) と重複適用することができる</p> <p>※ 18時30分までの延長育成料については、月極利用料金を減免特別加算の対象とし、18時30分から19時までの延長育成料については、本市と同一の月極利用料金とする場合に限り減免特別加算の対象とする。</p> | <p>補助事業者が定める規定等により減免された育成料のうち、育成料減免補助(1)～(8)によって減免された育成料の合計</p> | <p>第2欄に定める(7)の基準額と補助事業者が定める規定等により減免された育成料のうち、育成料減免補助(1)～(6)及び(8)によって減免された育成料の合計と第3欄に定める対象経費を比較して少ない方の額</p> |

| 1 補助 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助額及び補助率 |
|------------------|--|--|---|
| 新型コロナウイルス感染症対策補助 | <p>1 1. 新型コロナウイルス感染症対策事業</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業</p> <p>(1 支援の単位当たり)</p> <p>定員19人以下 300,000円</p> <p>定員20人以上59人以下 400,000円</p> <p>定員60人以上 500,000円</p> <p>※ 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に限る。</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒掃除費用等 <p>※ 感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策のための改修</p> <p>(1 支援の単位当たり) 1,000,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。</p> <p>※ 1 事業所等につき、1 回に限る。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症にかかる事業継続支援事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）。</p> | <p>1 支援の単位ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費を比較して少ない方の額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計</p> |